

## 福岡県スマート農業機械利用拡大推進事業費補助金交付要綱

(制 定 令和8年3月16日 7経技第3523号)

### (趣旨)

第1条 農業者の高齢化等により農業従事者が大幅に減少していく中、今後とも県内の生産水準を維持するためには、農業現場へのスマート農業技術の導入、スマート農業技術等を活用して専門作業の受注等を行う農業支援サービス事業者（以下「サービス事業者」という。）の育成・活動の促進等の加速化を図ることが重要である。

このため、サービス事業者の新規参入又は事業拡大に係る取組等、県内の生産水準の維持・拡大に必要なサービス事業者の育成・活動の促進を支援する。

### (通則)

第2条 福岡県スマート農業機械利用拡大推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）の定めによるほか、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和7年1月15日付け6農産第3462号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、及び、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第3条 補助金は、第1条の趣旨を踏まえ、次の各号に掲げる事業に要する経費を交付することを目的とする。

(1) 農業支援サービスの育成加速化支援

別表1の事業に要する経費

### (事業の内容等)

第4条 本事業において実施する事業（以下「補助事業」という。）は次の各号に掲げるものとし、補助事業者については、別表1のとおりとする。

(1) 農業支援サービスの育成加速化支援

2 補助事業の内容、採択基準、事業実施に当たって事業実施主体が設定する成果目標の内容及び目標年度（以下「成果目標等」という。）については、知事が別に定める。

### (事業の実施)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定めるところによる事業実施計画を作成し、第7条第1項の規定による交付申請書に添付し提出するものとする。

(交付の対象及び補助率)

第6条 知事は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、成果目標等の設定状況等に応じ、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

(申請手続)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別記様式第1号に定める交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第8条 規則第3条の知事が定める交付申請書の提出期限は、知事が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第9条 知事は、第7条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、第7条第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第9条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第11条 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、知事にあらかじめ届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指

名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第12条 補助事業者は、第9条の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第13条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第14条に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第14条に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて知事の承認を受けることができる。

3 知事は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第14条 規則第5条第1項の知事が定める軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第4号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月10日までに知事に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項の規定による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第16条 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第13条第1項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は事業実施年度の3月31

日のいずれか早い日までに、別記様式第6号に定める実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 第7条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第7条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月10日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

第18条 知事は、第17条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （額の再確定）

第19条 補助事業者は、第18条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第17条第1項の規定に準じて提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第18条第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第18条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

#### （交付決定の取消等）

第20条 知事は、第13条第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第9条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 知事は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第18条第3項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

- 第21条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

- 第22条 規則第20条の規定に基づく知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。ただし、大蔵省令に定めのない財産については、期間を定めない。
- 2 取得財産等のうち規則第20条第1項第2号の規定に基づく知事が定めるものは、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具及びソフトウェアとする。
  - 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - 4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第7条第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第9条の規定による交付決定通知をもって、次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。
    - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を県に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第23条 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第24条 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第8号に定める財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(指導等)

第25条 知事は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(その他)

第26条 本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

附 則

この要綱は、令和8年3月16日から施行する。

別表 1 (第 3 条及び第 4 条関係)

事業	補助事業者
1 農業支援サービスの育成加速化支援 (1) 農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援 ア 推進事業 (農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援)	サービス事業者

別表 2 (第 6 条、第 14 条関係)

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農業支援サービスの育成加速化支援 (1) 農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援 ア 推進事業 (農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援)	1 事業費 本要綱に基づいて行う事業に要する経費	定額、 1/2 以内	1 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	1 補助事業者の変更 2 補助事業の中止又は廃止 3 事業費の 30% を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の 30% を超える減

別記様式第1号（第7条関係）

令和〇年度福岡県スマート農業機械利用拡大推進事業費補助金  
（農業支援サービスの育成加速化支援）交付申請書

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、福岡県スマート農業機械利用拡大推進事業費補助金交付要綱（令和8年3月16日付け7経技第3523号福岡県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 経費の配分及び負担区分

区 分	補助率	補助事業に要する経費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
			県費補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
〇〇〇〇 〇〇〇〇					
合 計					

注1 区分の欄は、要綱別表2の区分の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

免税事業者

- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）  
又は人格のない社団・財団であつて、当該事業年度における補助金等の特定収入割合  
が5%超となることが確実に見込まれるもの

2 事業の完了予定年月日                      ○○年○○月○○日

3 添付書類

- ・事業実施計画書
- ・リース導入を実施する推進事業者等については、リース契約書案又は金額の確認できる書類
- ・その他知事が必要とする資料

注 添付書類に重複がある場合には、当該資料は省略することができる。

別記様式第2号（第11条関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

福岡県知事 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇（注1）契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関及び福岡県から〇〇契約（注1）に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- （注）1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
- なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

別記様式第3号（第13条関係）

令和〇年度福岡県スマート農業機械利用拡大推進事業費補助金  
（農業支援サービスの育成加速化支援）変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、福岡県スマート農業機械利用拡大推進事業費補助金交付要綱（令和8年3月16日付け7経技第3523号福岡県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき申請する。

記

- 1 〇〇（注1）の理由
- 2 経費の配分及び負担区分

（変更前）

区 分	補助率	補助事業に 要する経費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
			県費補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
〇〇〇〇 〇〇〇〇					
合 計					

(変更後)

区 分	補助率	補助事業に 要する経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
			県費補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇		円	円	円	
合 計					

(注) 1 区分の欄は、要綱別表2の区分の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

3 事業の完了予定年月日（注2） 令和〇年〇〇月〇〇日

(注) 1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

2 廃止の場合は「事業の完了予定年月日」を空欄とすること。

3 添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

別記様式第4号（第15条関係）

令和〇年度福岡県スマート農業機械利用拡大推進事業費補助金  
（農業支援サービスの育成加速化支援）事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、福岡県スマート農業機械利用拡大推進事業費補助金交付要綱（令和8年3月16日付け7経技第3523号福岡県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		令和〇年〇月〇日 までに完了したもの		令和〇年〇月〇日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
〇〇〇 〇〇〇	円	円	%	円		

- (注) 1 区分の欄は、要綱別表2の区分の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第5号（第16条関係）

令和〇年度福岡県スマート農業機械利用拡大推進事業費補助金  
（農業支援サービスの育成加速化支援）概算払請求書

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった事業について福岡県スマート農業機械利用拡大推進事業費補助金交付要綱（令和8年3月16日付け7経技第3523号福岡県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、概算払の請求をしたので、下記のとおり金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、令和〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	補助事業 に要する 経費	県費補 助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況  〇月〇日 現在の出 来高	今回請求額 (C)		残高 (A) - ((B)+(C))		事業完 了予定 年月日	備 考
			金額	出来高		金額	〇月〇日 現在の出 来高	金額	〇月〇 日まで の出来 高		
〇〇〇 〇〇〇	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 下線部は、要綱第15条第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 2 区分の欄は、要綱別表2の区分の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第6号（第17条第1項関係）

令和〇年度福岡県スマート農業機械利用拡大推進事業費補助金  
（農業支援サービスの育成加速化支援）実績報告書

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、福岡県スマート農業機械利用拡大推進事業費補助金交付要綱（令和8年3月16日付け7経技第3523号福岡県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第17条第1項の規定により、その実績を報告する。

記

1 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要した経費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
		県費補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇				
合 計				

(注) 1 「区分」の欄には、要綱別表2の区分の欄の事業名を記載すること。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者

- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が 5 % 超となることが確実に見込まれるもの

2 事業の完了年月日 令和〇年〇月〇日

### 3 収支精算

#### (1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 県費補助金 2 その他	円	円	円	円	
合 計					

#### (2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表 2 の経費の欄の事業名を記載する。

### 4 添付資料

- ・ 事業の実績を記載した事業実施計画書
- ・ 支払い経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し
- ・ 支払い経費の確認のための資料（契約書、請求書、領収書等の写し）
- ・ 事業実施等の確認のための資料（写真、議事録、出来高設計書、財産管理台帳等の写し）

(注) 添付書類については、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

別記様式第7号（第17条第3項関係）

令和○年度福岡県スマート農業機械利用拡大推進事業費補助金  
（農業支援サービスの育成加速化支援）消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった補助金について、福岡県農  
福岡県スマート農業機械利用拡大推進事業費補助金交付要綱（令和8年3月16日付け7経技第  
3523号福岡県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第17条第3項の規定に基づき、下  
記のとおり報告する。

記

1 福岡県補助金等交付規則（昭和33年3月1日規則第5号）第14条の補助金の額の確定額 （令和○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3-2）	金	円

（注） 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税  
及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、  
（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付するこ  
と。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- （2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することが  
できる資料も併せて提出すること）。

(4) 補助事業者が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 60 条第 4 項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]

(注) 1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合には所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる資料など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第8号（第24条関係）

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名 \_\_\_\_\_

地区名		地区	事業実施年度			令和 年度		補助金名						処分制限期間		処分の状況		概要
事業 区分	事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分				耐用 年数	処分制 限年月 日	承 認 年月日	処分の 内 容			
	事業種 目	事業主 体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業 費	負 担 区 分									
									国庫補 助金	都道府 県費	市町村 費					その他		
							円	円	円	円	円							
	計																	
	計																	
	合 計																	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。